

お知らせ

不動産公売会のお知らせ

差押物件公売会を次のとおり執り行います。この情報については、町公式ホームページにも掲載しています。

▼日時 8月19日(金)

13時受付開始

▼公売会参加資格

8月19日(金)13時から14時まで公売保証金をお支払いただけた方

▼公売方法 期日入札

14時入札、14時15分開札

▼持参品 身分証明書(免許証、パスポートなど)、印鑑

▼入札会場

いの町役場1階いのホール

▼物件の入札方法

土地建物一括入札のみ

▼物件1土地の表示

宅地 331.01㎡

▼物件2建物の表示

建物 居宅 117.76㎡

木造スレート垂鉛メッキ

鋼板葺2階建

▼土地建物の所在

いの町枝川字十五割255

4番地66

▼物件番号

28い(フ)1 土地付建物

▼見積価格

7,060,000円

▼公売保証金

710,000円

▼下見会(要電話予約)

8月1日(月)～12日(金)

▼問い合わせ

町民課

☎893-1118



お知らせ

町有物品売却について

町では、次のとおり町営スクールバスとして使用していたバスを売却します。

▼物品(外観写真のとおり)

普通乗合自動車 1台

現状渡し

▼車種など

・日野リエッセ

(AT・4WD)

・平成13年5月登録

(車検切れ)

・スタッドレスタイヤ装着

▼最低入札価格

76,000円

▼入札説明書交付及び入札物品公開

①期間／8月3日(水)～

8月17日(水)

土、日、祝日を除く9時～

17時まで

②場所／本川総合支所

住民福祉課

※入札への参加は町内在住の方

方に限ります。

▼入札参加方法

入札参加申請書に記入し、

8月19日(金)12時までに本川

総合支所住民福祉課まで提出

してください。

▼入札予定日

9月5日(月) 10時～

▼入札場所

本川総合支所2階会議室

▼問い合わせ

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112



・事業を廃止し、又は休止したとき

・事業について著しい損失を受けたとき

このような理由により町税を一時に納付することができない場合は町民課に申請することにより、1年以内の期限徴収の猶予が認められる場合があります。

▼換価の猶予

町税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当する場合には、その町税の納期限から6か月以内に、町民課に申請することにより、1年以内の期限換価の猶予が認められる場合があります。

※換価とは差し押さえた財産を金銭に換えて、滞納となっている税金に充当するための強制的な手続きです。

▼猶予が認められた場合

財産の差押えや換価が猶予されます。詳しくは町民課徴収係までお問い合わせください。

▼問い合わせ

町民課

☎893-1118

お知らせ

納税の猶予のお知らせ

町税を一時に納付できない

方のために猶予制度がありま

す。

▼徴収の猶予

・財産について災害を受け、

又は盗難に遭ったとき

・納税者又はその生計を一に

する親族などが病気ににか

り又は負傷したとき